平成 29 年分
（鹿児島県）

耕作権の評価

「耕作権」の価額を評価する場合における「耕作権割合」は、次表に掲げる農地の区分に従い、それぞれ次に掲げる割合によります。

耕作権割合表

<table>
<tr><th>農　地　の　区　分</th><th>耕　作　権　割　合</th></tr>
<tr><td>純　　農　　地</td><td rowspan="2">１００分の５０</td></tr>
<tr><td>中　間　農　地</td></tr>
<tr><td>市街地周辺農地</td><td rowspan="2">市街地周辺農地及び市街地農地の耕作権の価額は、その農地が転用される場合に通常支払われるべき離作料の額、その農地の付近にある宅地に係る借地権の価額等を参酌して評価します。</td></tr>
<tr><td>市　街　地　農　地</td></tr>
</table>